

業務指示書

モーリタニア国ヌアクショット市都市開発マスターplan策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを認めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市計画策定に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市計画/持続可能分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市計画策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モーリタニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土地利用計画】

- 1) 類似業務の経験：土地利用計画策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モーリタニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 組織強化/人材育成】

- 1) 類似業務の経験：組織強化/人材育成に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モーリタニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

社会調査（家庭訪問調査及びインタビュー調査）、交通調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MR01 = 0.28 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期：～
 　　(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：JICA本部（麹町）　　会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
 機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
 　ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
 　プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
 　注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- b) Web会議システム（<http://jica.webex.com/>）
 　インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
 　注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
- c) 電話会議
 　上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市計画/持続可能分析

土地利用計画

組織強化/人材育成

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

23.32 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月1日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

（URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>）

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

（URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

モーリタニア国ヌアクショット市都市開発マスター プラン策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／都市計画/持続可能分析	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(—)	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 土地利用計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 組織強化/人材育成	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

モーリタニア・イスラム共和国（以下、「モーリタニア」）は世界で最も貧しい国の1つ（貧困率：42.0%、人間開発指数：187か国中161位（2013年））であり、2014年6月に再選されたアブデル・アシズ大統領の下、開発戦略計画に沿って貧困削減及び民間投資促進に積極的に取り組んでいる。

水産資源の他、鉄鉱石をはじめとする鉱物・エネルギー資源にも恵まれる一方、干ばつや食糧不足等の影響で地方部の貧困が深刻である。そのため、1970年代に発生した干ばつにより、首都であるヌアクショット市への人口集中が急速に進行した。モーリタニア統計局によると、1957年当時2,000人ほどであったヌアクショット市の人口は、2000年には約558,195人に、2013年では約958,399人にまでに拡大した（2000年から2013年の平均人口増加率は4.61%）。この急激な人口増加により同市の郊外化が進み、低密度な市街地が広範囲に無秩序に形成された。急激な人口増に対して、中長期的なビジョン、戦略がないまま宅地対策等を行ったため、一部の既成市街地では低地での浸水、砂漠化の進行など自然の猛威にさらされ、都市の持続性が危ぶまれている。このような状況に対して、持続可能性の視点から、中長期的ビジョンを定め、効果的・効率的な都市計画・開発管理を進めていく必要があるが、現時点では将来の開発方向性を示す基本方針、マスターplanは存在しない。

モーリタニアの都市計画体系は都市圏の今後約20年間の開発の枠組みを示す都市管理方針（Schéma Directeur d'Aménagement Urbain : SDAU）と、市を構成するコミューンの都市計画（Plan Local d'Urbanisme : PLU）、及び地区計画（Plan d'Aménagement de DétailPAD）の3段階で構成されている。SDAUは都市の開発の方向性を示す中・長期的な戦略文書であり、PLUはSDAUの方針に基づき開発を規制、誘導する計画文書と位置付けられる。PADは主に宅地分譲に活用されることを見込み、各種規制を規定している。ヌアクショット市の開発を適切に管理し、都市環境を改善するためには、これらSDAUからPADまで3段階の計画文書を順に策定することが望まれる。

モーリタニアの都市計画策定を所掌する住宅・都市・国土開発省（Ministère de l'Habitat, de l'Urbanisme et de l'Aménagement du Territoire: MHUAT）の都市開発局（Direction d'Urbanisme : DU）は、ヌアクショット市のスプロール化を抑制し、市街地の高密度化を図るため、2010年及び2020年を目標年とするSDAUを2003年に策定した（以下、「既存SDAU」）。DUへのヒアリングによると既存SDAUの基本的な目標年2010年は既に経過していること（2020年については2010年までの戦略を踏まえた枠組みを提示しているに過ぎないという考え方であった）、既存SDAUは2008年の都市計画法により都市計画体系が示される前に試行的に策定されたこと、関係者の認識が十分でないこと、人口推計等の信頼性が低いこと、市行政区域が拡大（2015年1月の閣議決定による約386km²から1,132km²に拡大）に対応していないことなどから、新たなSDAUの策定が求められている。都市計画・開発管理を適切に促進していくためには、市全域の都市開発方針を示すとともに、地区（コミューン）レベルの開発規制・誘導方針も具体的に示すことが重要である。併せて、市レベルから地区（コミューン）レベルの一貫した計画策定プロセスを通じて、DU、CUN、コミューン等の関係機関が都市計画・開発管理に関する知識、理解を深めることが重要である。上記背景を踏まえ、モーリタニア政府はヌアクショット市のSDAU案の策定を目的とし

た「ヌアクショット市都市開発マスター プラン策定プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）」の支援を我が国に要請した。

同要請を受け、JICAは2016年4月に詳細計画策定調査を実施し、同年5月にモーリタニア側関係機関と協議議事録（Record of Discussion :R/D）を締結し、開発計画調査型技術協力「モーリタニア国ヌアクショット市開発マスター プラン策定プロジェクト」を実施することとなった。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本業務は、幅広い関係機関と共に認識を形成しながら、ヌアクショット市の都市インフラ及び環境を効果的に改善するため、ヌアクショット市のSDAU及びPLU各ドラフト（以下、両者を合わせて「M/P」）の策定支援を通して、ヌアクショット市の開発を適切に規制、誘導するための能力を強化する。

(2) 期待される成果

- ① 2040年を目標としたSDAU及びPLU各ドラフトの策定
- ② 関係機関の都市計画の策定、実施に係る能力強化、役割の整理及び調整メカニズムの改善

(4) 対象地域

ヌアクショット市全域（面積：約1,132km²、人口：約958,399人（2013年））

(5) 関係官庁・機関

- ① 中央政府
 - ・実施機関（以下、「C/P」）：MHUAT（DU）
 - ・援助窓口：経済財務省（Ministère de l'Economie et des Finances : MEF）
- ② 自治体：ヌアクショット市協議会（Communauté Urbaine de Nouakchott: CUN）、コ ミューン

(6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- ・ヌアクショット都市圏開発セクター情報収集・確認調査（2015年）（以下、「基礎調査」）

3. 業務の目的

本業務はモーリタニアのヌアクショット市において、幅広い関係機関と共に認識を形成しながら SDAU 及び PLU のドラフトにあたる M/P を策定する。また、MHUAT、CUN をはじめとする都市計画の策定、実施に係る関係機関の能力を強化することにより、本プロジェクト後の他のコ ミューンでの都市計画の適切な実施に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年5月に JICAと MEF、MHUAT、CUNとの間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7 成

果品等」に示す報告書等を作成するものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、JICAに提言することが求められる。

さらに、モーリタニア側関係機関の能力強化においては、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、周到な情報収集及び分析、モーリタニア側関係機関との綿密な協議から、適切なキャパシティ・アセスメントと能力開発がなされることがコンサルタントには期待されている。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの基本方針

① 都市計画法との関連

本プロジェクトで策定される M/P は都市計画法（2008 年）で規定されている SDAU 及び PLU のドラフトに相当する。開発を規制・誘導する計画文書と位置づけられる PLU は、これまでモーリタニア側関係機関で策定された経験がない。従って、プロジェクト開始後、都市開発管理に関する法制度（開発許可など）、モーリタニア側関係機関（特に PLU の活用主体である CUN、各コムューン）の能力・実施体制等を勘案した上で、PLU の具体的な内容を定めることとする。

コンサルタントは M/P 策定及び内容に係る先方との協議においては、都市計画法に記載の事項を踏まえ、モーリタニアの都市計画体系、SDAU 及び PLU の役割に留意しつつ、業務にあたることとする。

② 既存 SDAU のレビュー・教訓の共有

DUへのヒアリングでは、既存 SDAU の反省として、人口推計の失敗、関係機関の認識不足などが挙げられており、現時点では十分なレビューは行われておらず、その成果、活用度、期待などが十分に分析されていない。また、関係機関での共通理解が出来ていない状態である。そのため、まず、第一に既存 SDAU のレビューを関係機関とともに実施し、マスター プラン策定作業への教訓を明確にし、関係機関で共有する必要がある。

③ 関係機関との協議

ア) モーリタニア側関係機関

ヌアクショット市の本マスター プランの策定主体は DU であるが、その策定過程には MEF や MHUAT 傘下機関等の中央政府関係機関、CUN、コムューン等の自治体及び地域住民等の多様な関係機関の関与が都市計画法で規定されている。また、既存 SDAU の失敗の原因の一つとして、MHUAT からは関係機関との共有不足が挙げられており、関係機関との共通認識の形成は重要である。

本プロジェクトでは、進捗管理委員会（以下、「JCC」）やテクニカルワーキンググループ（以下、「TWG」）、住民説明会、その他ステークホルダーミーティングを実施し、適時情報共有、意見聴取に努める。また、個別具体的な事項においても、適宜関係機関と意見交換し、共通認識を形成しながら M/P を策定することがコンサルタントには期待されている。

イ) 他ドナー

ヌアクショット市では主にフランス開発庁（Agence française de

développement : AFD) 及びドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit : GIZ)、世界銀行 (World Bank : WB) や中国が支援をしている。

フランスは過去に GIZ と共にヌアクショット市の現状分析及び将来に向けた提言に係る文書及びワークショップ（以下、③のイ）とウ）に該当）を実施しており、近年では道路整備（幹線道路ではなく補助幹線道路や区画道路）に注力している。GIZ は近年は気候変動に係るプロジェクトを実施しており（詳細は詳細計画策定調査報告書を参照）、ヌアクショット市の特に自然環境に対する多くの知見、データを有している。WB は既存 SDAU を 2003 年に策定しており、また、2003 年から WB は都市開発公社 (Agence de Développement Urbain:ADU) と共に約 16,000 世帯を対象としたスラム移転事業を実施している。中国は自動三輪車の供与や排水に係るプロジェクトを実施している。

コンサルタントはこれら他ドナーの実績、動向、プロジェクトで得られた統計情報等を把握すると共に、他ドナーが有しているデータの入手に努め、積極的に意見交換を行い、ヌアクショット市の現状把握、M/P の実現性向上に向けた情報収集・協議を行う。特にフランスは、CUN（特に CUN 内の都市遺産管理機構（L'Observatoire des Services et Patrimoines Urbain de la CUN:OSPUN））及びコミューンを主体としたインフラ等の支援を行っており、都市開発マスターplanとの関係は大きい。また、GIZ は、モーリタニア側関係機関が期待するヌアクショット市の自然環境に関する各種情報を多く有しており、コンサルタントはこれら情報を用いてヌアクショット市の現状、課題を分析し、M/P に反映することが求められている。

④ 既存資料

CUN（特に OSPUN）は、ヌアクショット市の SDAU を策定するために、ヌアクショット市の現状分析及び将来に向けた提言に係る各種文書を以下のとおり作成している。

- ア) Atlas of Nouakchott (2011 年) (以下、「Atlas」)
- イ) Nouakchott – Our Challenge is our Future (2014 年)
- ウ) Nouakchott, the future as challenge (2015 年)
- エ) Plan de Development Communal 2013-2017 (2013 年) (以下、「PDC」) (各コミューンにて策定)

コンサルタントは上記既存資料の内容を把握し、適時参考して本プロジェクトに従事することとする。特に「Nouakchott, the future as challenge」では 12 の提言が取りまとめられており、CUN は同提言を M/P に反映することを望んでおり、DU にこの提言に関する位置づけ、取扱いを確認するとともに、関係機関で協議し、本マスターplanとの関係、扱いを明確にする必要がある。

⑤ 報告書の策定

モーリタニア側で SDAU、PLU 承認に必要な手続きを行うため、調査の過程において、法定図書の作成を考慮した技術報告書をそれぞれ作成することとする。コンサルタントは業務開始時に関係機関と適切な協議を行い、法定図書の様式を確認し、技術報告書を最終成果品の別添資料として作成することとする。

能力強化の観点から当該報告書は DU が作成・編集することを基本とし、コンサルタントはその支援を行う。

⑥ カウンターパートの能力強化

2.(1)目的でも述べたように、本プロジェクトでは計画・実施の能力強化を目指している。計画策定後は、報告書の活用、提案事項の実施、関係機関、地域住民・事業者との共有・理解促進、社会経済・環境変化に応じた変更・見直しなどをCP機関であるDUが主体的に行っていく必要があり、M/Pの内容理解だけでなく、それらの知識、ノウハウをDUが理解、習得していくことが重要である。具体的な能力強化手法に関してはプロポーザルにて提案すること。

(2) M/P の策定 (SDAU 部分)

① M/P 策定の基本方針

ア) 持続可能な都市

SDAUは都市の開発の方向性を示す戦略文書であり、社会・経済面のみならず、環境、文化等の幅広い視点からもヌアクショット市の現状を分析し、開発の戦略を策定することが望まれている。

コンサルタントはJICAが実施したプロジェクト研究「開発途上国における持続可能な都市の形成に関する調査（2015年）」最終報告書（以下、「プロ研」）で提案している持続可能な都市及びアーバン・スコープを理解した上で、本プロジェクトに従事する。

イ) 科学的根拠

モーリタニア側は本M/P策定プロセスにおける科学的根拠を重視している。基本的には既存資料の統計データ、関連調査データの活用（他ドナーの実績、GISデータ等の地理空間情報等）、及びこれら各種データに基づいた現状分析、将来予測を想定するが、ヌアクショット市の状況に鑑み適切な手法がある場合はプロポーザルにて提案する。

② 持続性診断

本プロジェクトにおいては、ヌアクショット市を持続性の観点から分析し（以下、「持続性診断」）、その結果を踏まえ、開発ビジョン・基本方針・戦略等を策定する。持続性診断はプロ研で提案しているアーバン・スコープの6つの視点を基本に評価することを想定するが、現地での情報収集及び関係機関との協議を通じて決定する。コンサルタントは持続性診断において、適切な評価視点、方法等があればプロポーザルで提案する。

<アーバン・スコープの6つの視点>

- I. 急激な変化がもたらすリスク
- II. インクルーシブネス（貧困削減・格差是正）
- III. 魅力ある都市
- IV. 複雑化する社会・経済に対応できる必要な都市基盤と都市マネジメント
- V. 多様な主体の参加
- VI. 行政界・国境を越えた広域的な視野

③ 社会調査

住民説明会等の場を活用して、社会調査を実施し市民が望む理想の都市像、ヌアクショット市の課題、開発ニーズ、市民の交通行動の概略を把握等調査する。居住

コミューン、ジェンダー、所得、世代が大きく偏らないよう留意する。
コンサルタントは社会調査項目とその考え方をプロポーザルにて提案すること。

④ 交通調査

交通調査は市民の交通行動の概要を把握し、道路ネットワーク及び公共交通（バス）を計画するために実施する。

コンサルタントは交通調査項目とその考え方をプロポーザルにて提案すること。

⑤ 開発ビジョン・基本方針・戦略

ア) SDAU の基本概念

SDAU 案ではまず 2040 年のヌアクショット市のあるべき姿を示した開発ビジョンを策定し、同開発ビジョンを構成する開発基本方針を設定する。さらに、同開発基本方針を達成するための開発戦略を策定する。開発戦略は以下⑤～⑦に示す土地利用方針等をカバーし、資金・制度組織・技術力等各種制約に配慮した実現性あるものを提言する。

イ) 開発ビジョン・基本方針・戦略の策定

開発ビジョン・基本方針・戦略の策定においては、上記②の持続性診断、③の社会調査の結果、及び住民説明会、関係機関との協議等を踏まえ策定する。

⑥ 土地利用方針

土地利用方針策定の際は、既存の土地利用状況、防災や自然環境特性、既往関係計画などとともに、持続可能性診断、地域住民や関係機関等との十分な協議・対話プロセスに十分留意する。特にモーリタニア側関係機関からは地形、標高に基づいた居住可能エリアの指定、住居、工業、商業地域のすみ分け、緑地や観光地区など、保全地域及び優先開発地域の特定が望まれている。

コンサルタントはこれら土地利用の方針図を示し、土地利用の考え方、PLU での土地利用規制の方針を示す。土地利用方針図の策定に関しては、縮尺、区域設定、詳細度を関係機関と十分に協議すること。

⑦ 主要幹線道路網

関係機関とヌアクショット市のあるべき都市構造を議論し、同都市構造を実現するための主要幹線道路網を検討する。既存 SDAU ではコンパクト化、高密度化を実現するために、環状道路網が提案されている。

⑧ 主要公共施設整備方針

主要公共施設は公共交通ターミナルや浄水場、下水処理場、学校や病院等の都市を構成する主要な社会インフラを含んでいる。これら主要公共施設の整備方針の策定の際には、既に策定されている各セクター計画及び関係機関の方針を考慮し、整合性を図る。

特に注力する公共施設としては、公共交通、道路網（上位⑥に加え）、上下水、雨水排水を想定している。

(3) M/P の策定 (PLU 部分)

① 基本方針

PLU 案は SUDP 案の方針に沿って策定する。対象地域はすべて市街化が見込まれるわけではなく、PLU が必要となるコミューンは限られる。DU は特に重要性の高いエリアとして、新国際空港及び大学を含み、スプロール化や洪水被害といった課題、観光地区の存在の観点から Tevragh Zeina (テブラゼイナ) を推奨している。一方、OSPUN は経済の中心との理由から Ksar (カザル) を挙げている。本プロジェクトの早い段階で、モーリタニア側と PLU の対象範囲について合意するものとする。

② 土地利用計画

SUDP 案で示した土地利用方針に基づき、土地利用の用途及び建物の形態を規制するための土地利用計画を策定する。用途規制を検討する際には、法制度、現行の開発許可制度を精査し、他都市の事例を参考とする。しつつ、関係機関と協議する。建物の形態を制限するための規定としては容積率や建蔽率等の集団規定を想定する。

また、土地利用計画が有効に機能するためには、既存法制度では十分でないことも考えられる。その場合、先に PLU に記載する項目、その効力が発揮するために必要な法制度やガイドライン等についても議論し、本計画に盛り込むものとする。

(4) 関係機関

関係機関はモーリタニア・イスラム共和国「ヌアクショット都市圏開発セクター情報収集・確認調査」報告書（以下、「基礎調査報告書」）及び詳細計画策定調査報告書を参照する。

① SDAU 及び PLU の責任機関

別紙 2 に示す通り、都市計画の策定主体は DU であるため、コンサルタントは DU にオフィススペースを構え M/P を策定する。一方、住民に近い自治体の方が地域の現状及びニーズを把握しており、かつ地方分権が将来進み自治体が都市計画の策定主体になる可能性も考慮し、CUN の代表として OSPUN も可能な限り M/P の策定に関与するよう留意する。

詳細計画策定調査時に DU からは最低でも 2~3 名のチームが割り当てられ、OSPUN からも C/P 職員を配置する旨確認している。

なお、本プロジェクト中の中央省庁及び関係機関（自治体除く）、OSPUN との調整は MUHAT(DU 含む)が実施することで合意している。コンサルタントは JCC、TWG の開催、各種調整の支援をする。

一方、自治体の窓口は OSPUN が務め、OSPUN が CUN 及び全コミューンへの情報共有、参加、及び調整を行うことで合意しているため、コンサルタントは OSPUN をとおして自治体との調整を行う。

② 都市開発及び規制に係る機関

M/P 策定後、その方針に従って、具体的な開発・建築許可・規制や公的都市開発の実施に係る機関は以下のとおりを想定する。コンサルタントは JCC や TWG、各種ステー

一クホルダーミーティングをとおして、これら関係機関と本プロジェクト後の都市開発及び開発・建築規制の実施に向けた共通認識の形成を図る。

(a) 開発・建築許可・規制

MEF、MHUAT 内の市街地規制局（以下、「DCU」）、CUN、各コミューン

(b) 公的都市開発

都市開発公社（以下、「ADU」）、住宅開発公社（以下、「ISKAN」）

③ 各セクターに係る機関

コンサルタントは主要公共施設整備方針、環境保護方針等の策定の際には、適切な関係機関と協議の上、同関係機関の開発方針との整合性に留意する。公共交通に関しては設備・運輸省、環境に関しては環境持続開発省、上下水道・排水は水衛生省とその傘下機関である国家水供給公社（上水）、国家衛生公社（下水・排水）等が挙げられる（詳細は基礎調査報告書及び詳細計画策定調査報告書を参照）。

(5) 能力強化

コンサルタントは上記（4）①に留意し、DU、OSPUN、及びコムニーンに対してOJT 及び講義形式で都市計画の策定に係る能力強化のための支援を、②に留意し、MEF、MHUAT、ADU、ISKAN 等に対して、都市計画の実施に係る能力強化を行う。

(6) 各種プロセスの改善

SDAU や PLU、PAD の策定過程での関係機関の関与については、その必要性が都市計画法で記載されているが、具体的な方法、回数、関係機関は規定されていない。本プロジェクトでの JCC、TWG、住民説明会の開催が今後 PLU 及び PAD を策定する際の基準になると考えられる。コンサルタントは都市計画策定に係る関係機関の関与に係るプロセス（住民説明会含む）を提案する。

また、ヌアクショット市の既存の開発・建築許可制度及びプロセスについて課題を分析し、その改善案を提案する。

(7) 本邦研修

ヌアクショット市では都市計画を上位計画である SDAU から下位計画である PLU、PAD まで一貫して策定した経験がない。そのため、都市計画体系に沿って一貫性のある計画の策定及び都市開発の規制、誘導に係る能力を強化する必要がある。また、フランスの都市計画体系との比較に留意しつつ、日本の土地利用規制（区域区分、用途制限等）、各種都市開発事業について、関係機関に事例を紹介することは今後のヌアクショット市の開発のために有益である。コンサルタントは本邦研修を実施し、これらの点の技術移転を行う。

コンサルタントは本邦研修の方針、内容、訪問機関等をプロポーザルにて提案することとする。

なお、研修期間は約 1 週間、人数は 6 人を想定し、参加機関は DU に限定するものではない。

(8) 各種協議

① JCC

コンサルタントは各種レポートの説明のタイミング及び必要に応じて JCC を開催し、プロジェクトの進捗確認、留意点、方針等を協議・決定し、プロジェクトが円滑に実施されるよう配慮する。JCC の参加機関は R/D に記載されているが、各 JCC の開催の際に MHUAT と確認する。また、コンサルタントは JCC の開催の際に、MHUAT が参加機関の招集や会議の適切な運営が行えるよう必要に応じて支援する。

② TWG

おおよそ月に 1 度の頻度で TWG を開催する。TWG は M/P の策定に関して技術的課題を議論し、かつ JCC での説明に必要な準備をするために開催することを想定する。TWG の参加機関も R/D に記載されているが、各 TWG 開催の際にコンサルタントは MHUAT と確認する。また、コンサルタントは TWG の開催の際に、MHUAT が参加機関の招集や会議の適切な運営が行えるよう必要に応じて支援する。

③ 住民説明会

ア) 基本方針

本プロジェクトでは地域住民に SDAU 案及び PLU 案を周知し、また地域住民の意見を聴取するために住民説明会実施する。住民説明会はプロジェクト初期の開発ビジョン策定等の主要事項を検討する際、プロジェクトの終了時に SDAU 及び PLU 案を周知する際を想定し、各コミューンで行うこととする。

イ) 関係機関の役割

OSPUN の本来の役割に鑑み、コムニーンとの調整、住民説明会の調整（日時、会場設定等）は OSPUN が主体的に行うことで合意している。ただし、都市計画策定主体としての MHUAT の関与も重要であるため、実施プロセスにおいて DU の関与にも留意する。

④ その他のステークホルダーミーティング

コンサルタントは上記①JCC 及び②TWG のステークホルダーミーティング以外に関係機関と協議する事項が生じた際は、適宜ステークホルダーミーティングを開催し、解決に努める。この際も、ミーティングの開催は MHUAT もしくは DU が実施し、コンサルタントはその開催を支援する。

(9) 環境社会配慮

① 戰略的環境アセスメントの導入

本プロジェクトは JICA「環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」上、カテゴリ B に分類されており、戦略的環境アセスメント（以下、「SEA」）の考え方を導入し、実施する。M/P 及び PLU 案の策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を比較検討する。また、コンサルタントは上記（7）の各種ステークホルダーミーティング（住民説明会含む）を適宜行いながら、経済、社会、環境について、バランスある配慮が計画に反映されるよう留意する。さらに、社会的弱者も基本的な都市インフラにアクセ

スできるように配慮することが期待されている。コンサルタントは以下②を踏まえ、環境社会配慮の考え方、ステークホルダーとの合意形成の方法（頻度、規模等）をプロポーザルにて提案すること。

なお、モーリタニアには SEA の制度が存在しないことが詳細計画策定調査時に確認された。SEA の実施にあたっては、関係機関に対して SEA の概念、考え方を説明し、共通認識を持つよう留意する。

② Initial Environmental Examination

都市インフラ開発計画を策定する過程で、調査対象地域全体をカバーする Initial Environmental Examination（以下、「IEE」）レベル（実査を伴わない環境社会調査）の環境社会配慮調査を実施する。M/P には多くのセクター（公共施設）が含まれているため、多くの項目を対象として、比較的大きな影響と考えられる項目を中心影響の範囲・度合を確認する。なお、環境社会配慮調査は、現地再委託を認めることし、必要経費を本見積もりに含める。

IEE の実施に際しては、調査の終了間際に項目の漏れが生じた場合、対応が困難となることを踏まえ、調査の項目は広めに設定する。

③ ゼロオプション

環境社会配慮の実施にあたっては必要に応じゼロオプションを提示し、SEA の導入による効果がわかるよう配慮すること。しかしながら、関係機関のゼロオプションへの理解や、モーリタニアの制度上の観点から、ゼロオプションの提示が望ましくない場合は、この限りではない。

環境社会配慮に係る調査については、現地再委託で実施することを可とする。

(10) 承認プロセス

① SDAU 及び PLU の承認プロセス

SDAU の承認プロセスとしては、ドラフト策定後に策定に関与した関係機関に対して 2 ヶ月間のコメント受付期間が設けられている。コメントを受け付け修正後、さらに諮問委員会を設置し、2 ヶ月間 SDAU のドラフトを公開し、地域住民を含めコメントを受け付け、その後閣議決定される。

なお、SDAU の修正及び PLU の承認プロセスについても同様である。

② 本プロジェクトでの対応

詳細計画策定調査において、本プロジェクトに SDAU 及び PLU の承認プロセスは含めないことを MHUAT と確認した。しかしながら、調査期間中 SDAU・PLU ドラフトまたは技術報告書案に対して照会・コメント等があった場合は、コンサルタントは、これらが円滑に承認されるよう、文書作成、回答等を支援する。（一方で調査期間終了後については、モーリタニア側が対応する。）

(11) 地理空間情報

① 基本認識

詳細計画策定調査時に SDAU 及び PLU で策定する都市計画図の縮尺、仕様について、規定がないことを確認している。同縮尺、仕様については、本プロジェクト中に SDAU 及び PLU の活用目的に鑑み、下記（11）③に記載の縮尺を想定してい

る。一方で、都市計画図の縮尺、仕様は、プロジェクト開始後、モーリタニア側関係機関と協議の上で、決定する。

② 既存の地形図

JICAは2010年にモーリタニア国「ヌアクショット首都・近郊デジタル地図作成調査」(以下、「地形図プロジェクト」)を実施しており、1/10,000 地形図を約1,200km²作成し、空中写真についても2008年に約2,000km²撮影している。詳細計画策定調査中に、地図・地理情報局(以下、「DCIG」)から北部及び東部、南部の一部を含んでいないとの指摘があったが、可能な限り既存データを活用することとする。

① 地理空間情報の整備

SDAU及びPLUの役割に鑑み、現時点では、SDAUの縮尺は1/50,000程度、PLU案は1/10,000程度を想定する。コンサルタントは、新規取得が必要なエリアを特定し衛星画像を購入する。なお、衛星画像購入費は、本見積含めることとする。

(12) 成果品等の提出について

コンサルタントは以下7.に記載のファイナルレポートや技術報告書、広報用資料等の成果品をモーリタニア側に提出する際は、本プロジェクト後にモーリタニア側が独自に編集できるよう編集可能なデータで提出することとする。コンサルタントは本プロジェクト開始時に特にDU及びOSPINが活用可能なソフトウェアを把握し、モーリタニア側が編集できるようコンサルタントが使用するソフトウェア(特に地形図データ)に留意する。

6. 業務の内容

6.1 M/Pの策定(SDAU部分)

(1) 関連情報の収集及び開発課題の整理、分析

① 関連資料・情報の収集・分析等(国内作業含む)

既存SDAU、都市計画法、詳細計画策定調査等で収集した資料及び国家統計局(以下、「ONS」)から入手可能な統計データ、その他関連資料を収集、分析し、モーリタニア、ヌアクショット市の現状、課題及び関係機関の組織体制、能力を整理、分析する。関連情報には以下を含めることとする。

- ア) 国家・地域開発計画、セクター開発計画
- イ) 都市計画の策定(特にPADと分譲計画)に係るプロセス、関係機関の関与、実績
- ウ) 開発・建築許可・規制に係る関係機関の役割、プロセス、実績、法制度
- エ) 人口動態・分布・構成・市外からの流入
- オ) 社会経済状況(経済指標、生産・消費指標、貿易・投資状況等)
- カ) 社会状況(不法住居地区における移住環境、文化等)
- キ) 産業・投資動向(農業、工業、製造業、水産業、観光業等)
- ク) 経済社会開発状況(インフラ、教育、医療等)
- ケ) 民間事業者による開発プロジェクト(分野、規模、事業主体等)
- コ) 他ドナーの協力状況
- サ) 自然環境(気候、地形、緑地、水環境、公園等)

- シ) 過去の災害状況（被災地、規模、頻度等）
- ス) その他の都市リスク要因（社会リスク、経済リスク等）

② 現地調査

ヌアクショット市の都市課題（自然災害、インフラ不足等）、都市開発、未計画居住区及び主要公共施設の現状等を確認する。

③ 社会調査

市民の理想とする都市像、認識する都市課題、市民の交通行動の概略等を把握するため、社会調査（家庭訪問調査及びインタビュー調査）を実施する。

社会調査の内容についてはプロポーザルにて提案する。また、現地再委託で実施することを可とし必要経費を別見積に計上すること。

④ 交通調査

対象地域の道路ネットワーク計画の策定及び公共交通事業（バス）の実施計画の策定に必要な交通調査を実施する。

交通調査の内容についてはプロポーザルにて提案する。また、現地再委託で実施することを可とし必要経費を別見積に計上すること。

⑤ 持続可能性診断

上記①～③及び関係機関との協議を踏まえ、持続可能性の観点からヌアクショット市を評価するための評価指標を設定し、同指標に則りヌアクショット市を評価する。

(2) ヌアクショット市の現状、制約条件・課題の分析

上記(1)を踏まえ、ヌアクショット市の現状を分析し、開発していく上の制約条件と課題を分析、整理する。

(3) 開発ビジョン・基本方針・戦略の設定

① 開発ビジョンの設定

上記(1)③の社会調査、④の持続性評価の結果、住民説明会及び関係機関との協議等をとおして、ヌアクショット市の2040年に向けた開発ビジョンを設定する。

② 開発基本方針の策定

上記①で設定した開発ビジョンを達成するための開発基本方針を上記(1)③の社会調査、④の持続性評価の結果、住民説明会及び関係機関との協議等をとおして策定する。

③ 開発戦略の策定

上記②を達成するための戦略を下記(5)～(7)の土地利用方針、交通ネットワークの整備方針、経済社会インフラ施設整備方針を踏まえ策定する。

(4) 社会・経済フレームワークの設定

社会経済フレームワークを分析し、2040年を目標年次とした計画フレーム（人口、

GDP、産業（農業、工業、サービス業等）、投資、輸出入、土地利用、環境等）を設定する。

(5) 土地利用方針の策定

① 土地利用状況の把握

ヌアクショット市の現況土地利用を既存 SDAU、関連資料、現地調査等から把握し、現況土地利用図を作成する。現況土地利用図の縮尺は 1/25,000 程度を想定する。

② 都市構造の検討

ヌアクショット市の開発ビジョン・基本方針や関係機関との協議をとおして、ヌアクショット市の都市構造（多極分散型都市、コンパクトシティ等）を協議し、決定する。

③ 土地利用の基本方針の設定

ヌアクショット市において、市街化区域と市街化調整区域の基本的な考え方を示し、設定する。市街化区域においては、大まかな土地利用の基本方針を設定する（住居系、商業系、工業系、保護区域）。市街化調整区域においては、文化、観光、環境保護等の観点から、その土地の保護、活用方針を示す。

また、今後優先的に開発もしくは再開発する地域を特定し、その基本方針を策定する。

④ 土地利用方針図の作成

上記②、③を踏まえ、ヌアクショット市の土地利用方針図を作成する。

(6) 交通ネットワークの整備方針の策定

上記都市構造、土地利用方針、交通調査の結果を踏まえ、ヌアクショット市の主要幹線道路網及び公共交通から構成される交通ネットワークを提案する。

(7) 経済社会インフラ施設整備方針の策定

① 既存の整備計画の分析

経済社会インフラ施設（上下水道、排水、学校、病院、モスク、公園等）の既存整備計画を収集し、分析する。

② 経済社会インフラ施設整備方針の検討

ヌアクショット市の将来都市構造、人口分布を踏まえ、既存の整備計画の課題を明らかにし、整備方針を検討する。

(8) 都市計画図の策定

上記（5）～（7）を踏まえ、ヌアクショット市の各種都市計画図を策定する。

(9) 提言

SDAU の実施、PLU、PAD の策定に係る留意事項（PLU の土地利用計画の考え方等）を整理し、必要な提言を取り纏める。

6.2 M/P の策定（PLU 部分）

(1) 関連情報の収集及び開発課題の分析

他国での PLU、関係機関との協議をとおして PLU の内容を整理する。また、PDC や関連情報、統計データを整理し、各コミューンの現状及び開発課題を分析する。

(2) 土地利用計画の策定

① 現況土地利用の把握、分析

詳細な土地利用計画を策定するのに必要な現況の土地利用を関連資料及び現地調査より整理し、現況土地利用状況図を作成する。現況土地利用状況図は縮尺 1/10,000 程度を想定する。

② 土地利用計画の設定

上記 6.1 で策定した土地利用方針に従い、より詳細な土地利用計画を策定する。また、SDAU 案で提案した今後優先的に開発もしくは再開発する地域の開発方針に従って、開発計画を策定する。

③ 建築規制の検討・適用

上記②の土地利用計画と併せ、ヌアクショット市の開発を規制、誘導するための建物高さ、容積率、建蔽率等の建築規制（集団規定に相当）を提案する。

④ 土地利用計画図の策定

上記②、③を踏まえ、縮尺 1/10,000 程度で土地利用計画図を作成する。

(3) 道路網計画の策定

コミニーンを構成する道路網計画を策定する（各建築物までのアクセス道路は除く）。特に主要な道路網については、将来必要となる幅員を含め記載する。

(4) 経済社会インフラ施設計画の策定

SDAU 案で示したヌアクショット市の経済社会インフラ施設整備方針を踏まえ、コミニーンの経済社会インフラ施設整備計画を策定する。

(5) 提言

上記 (1) ~ (5) を踏まえ、PLU 案の実施及び本プロジェクト後に PLU を更新する際の関係機関の役割、留意事項を整理し、提言する。

6.3 能力強化

(1) キャパシティ・アセスメント

MHUAT (DU 含む)、ADU、ISKAN、CUN (OSPUN 含む)、各コミニーン等、都市計画の策定、実施に係る関係機関の組織体制、人員、能力、実績等を整理、課題を分析する。

(2) 能力強化計画の策定

上記 (1) を踏まえ、プロジェクト開始時に能力強化計画を策定し、関係機関の基本的了解を得る。能力強化計画は、誰が何をどのようなレベルで業務を行うべきかを明らかにし、そのために必要となる能力強化策を記したものとなる。同計画は

本プロジェクト実施中に必要に応じて修正する。

(3) 都市計画の策定に係る能力強化

SDAU の策定に係る能力強化を DU 及び OSPUN に対して、PLU の策定に係る能力強化を DU、OSPUN 及びコムニーンに対して実施する。併せてこれらの策定及び実施に係るマニュアル、ガイドラインを策定する。

(4) 都市計画の実施に係る能力強化

MEF、MHUAT (DU、DCU 含む)、ADU、ISKAN、CUN (OSPUN 含む)、コムニーン等の関係機関の M/P 実施に係る能力を強化する。

(5) 関係機関との調整に係る能力強化

JCC、TWG、住民説明会及びその他ステークホルダーミーティングの開催に際して、OSPUN、DU 及び対象コムニーンを支援することにより、関係機関との調整能力を強化する。

また、既存の関係機関との調整メカニズムを分析し、改善案を提案する。

(6) 本邦研修

① 研修の計画

都市計画体系に沿った都市計画の策定、実施、及び公共交通や各種インフラ整備を踏まえた都市計画の策定、実施に係る経験、ノウハウを共有し、研修参加機関の能力を強化するため、本邦研修（以下、「研修」）を実施する。

コンサルタントは研修計画案を策定し JICA の基本的了解を得る。

なお、コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016 年 6 月版）」に則り、「受入」、「研修実施」、「研修監理」業務のうち、「研修実施」のみを行うこととする。研修参加者は 6 名程度 × 1 回とし、研修実施に係る必要経費を本見積に含めること。

② 研修の実施

上記①で策定した研修計画に則り、コンサルタントは研修を実施する。

6.4 各種ステークホルダーミーティングの開催

(1) JCC の開催

MHUAT が JCC を開催するのを支援し、本プロジェクトの内容及び今後の方針について関係機関から基本的了解を得る。

(2) TWG の開催

月に一度程度の頻度で DU が TWG を開催するのを支援し、技術的課題の議論、JCC での決定事項の事前準備を行い、関係機関から基本的了解を得る。

(3) 住民説明会の開催

SDAU 案の作成過程の中で OSPUN 主導の下、DU と共に住民説明会の実施を支援する。また、PLU 案策定においても、OSPUN 主導の下、DU および対コムニーンと共に住民説明会を実施する。なお、同説明会に係る必要経費を本見積に含める

こと。(ただし、ホテル等で会場借上げは想定していない。)

6.5 環境社会配慮の実施

(1) SEA 計画の作成、説明

プロジェクト開始時に SEA の方針、調査方法、関係機関の役割について、関係機関に説明し、基本的了解を得る。

(2) IEE レベルの環境影響評価

文献調査、簡易な現地調査を実施し、IEE レベルの環境影響評価を実施する。

(3) 代替案の比較・検討

開発ビジョン・基本方針・戦略、土地利用方針等の M/P 及び土地利用計画等の PLU 案策定の各段階において、代替案及びゼロオプションの比較、検討を行う。

なお、SEA の一貫として上記 6.4 (3) のとおり住民説明会を実施する。

6.6 各種レポートの作成・協議

(1) 各種レポート案の作成

下記 7. のとおり、以下のレポート案を作成する。

- ・インセプションレポート（以下、「IC/R」）
- ・プログレスレポート（以下、「PG/R」）
- ・インテリムレポート（以下、「IT/R」）
- ・ドラフト・ファイナルレポート（以下、「DF/R」）
- ・ファイナルレポート（以下、「F/R」）

(2) 各種レポート案の協議及び最終化

上記 (1) の各種レポート案に対して、JICA 及びモーリタニア側関係機関と協議し、基本的了解を得る。レポート案は JICA が事前に確認するため、モーリタニアに入国する 3 週間前には一度 JICA に提出する（電子データで可）。

JICA 及び関係機関との協議結果を踏まえ、コンサルタントは各種レポート案を最終化し、JICA 及びモーリタニア側関係機関に提出する。

6.7 セミナーの開催

本プロジェクトの開始及び終了時に、関係機関、メディア関係者を集め現地セミナーを開催し、広報を行う。セミナーの規模は 80~100 人程度を想定する。本セミナーの目的は SDAU 案及び PLU 案の内容の説明、広報であり、JCC 等の合意形成を目的としたセミナーではない。

コンサルタントはプロポーザルにて想定されるセミナーの内容及び広報効果拡大のための方法を提案する。なお、見積には、100 人 × 2 回とし、会場借上費（ホテルを想定）等の必要経費を本見積に含めることとする。

6.8 その他特記事項

(1) 広報活動

コンサルタントは本プロジェクト中のセミナー、住民説明会等をとおして本プロ

ジェクトの知名度及び理解向上に努める。

また、JICA ホームページで掲載する ODA 見える化サイトや技術協力プロジェクトの紹介ページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等に係る情報の提供（写真、説明文等）が求められた際は協力する。

（2）広報用資料の作成

コンサルタントはセミナー及び住民説明会の用いる広報用資料を作成する。なお、プロジェクト終了時に実施する最終セミナーで用いる広報資料は以下 7. の広報用資料にあたる。広報用資料作成に係る必要経費を本見積に含めること。

（3）広報パンフレット

プロジェクト内で作成したパンフレットを機構に提出する。（仏文・和文パンフレット各 50 部及び電子データ）広報パンフレット作成に係る必要経費を本見積に含めること。

（4）広報活動計画の提案

コンサルタントは広報方針、計画をプロポーザルにて提案する。

7. 成果品等

（1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、（1）⑤ファイナルレポート及び（2）、（3）、（4）、（5）、（6）③とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針・方法・作業工程・要員計画、能力開発計画、SEA の方針等

提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

英文 4 部（簡易製本）（うち、MHUAT へ 1 部、CUN へ 1 部）

仏文 23 部（簡易製本）

CD1 部（うち、モーリタニア側関係機関へ 1 部（英文、仏文））

② プログレスレポート

記載事項：インセプションレポートの内容に加え、モーリタニアにおける国・地域の開発計画・土地利用計画及び各セクター開発計画の概要、及び関連する制度・法等の分析結果、ヌアクショット市の開発ビジョン・基本方針、社会調査結果、現況土地利用分析結果、能力開発計画及び進捗状況、SEA の結果等

提出時期：調査開始 6 ヶ月後を目処

部 数：和文 3 部（簡易製本）

英文 4 部（簡易製本）（うち、MHUAT へ 1 部、CUN へ 1 部）

仏文 23 部（簡易製本）

CD1 部（うち、モーリタニア側関係機関へ 1 部（英文、仏文））

③ インテリムレポート

記載事項：プログレスレポートの内容に加え、ヌアクショット市の開発戦略、都市構造（土地利用方針、主要幹線道路網整備方針、主要公共施設整備方針）及びパイロットプロジェクト対象コミューンの選定理由と方針、能力開発の成果等

提出時期：調査開始 11 ヶ月後を目処

部 数：和文 3 部（簡易製本）

　　英文 4 部（簡易製本）（うち、MHUAT へ 1 部、CUN へ 1 部）

　　仏文 23 部（簡易製本）

　　CD1 部（うち、モーリタニア側関係機関へ 1 部（英文、仏文））

④ ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：最終現地業務渡航前（調査開始 14 ヶ月後を目処）

部 数：和文 3 部（簡易製本）

　　英文 4 部（簡易製本）（うち、MHUAT へ 1 部、CUN へ 1 部）

　　仏文 23 部（簡易製本）

　　CD1 部（うち、モーリタニア側関係機関へ 1 部（英文、仏文））

⑤ ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA、モーリタニア側からのコメントを反映した調査結果の全体成果

提出時期：最終現地業務終了から 2 ヶ月後を目途

部 数：和文（要約）5 部

　　和文（本文）5 部

　　英文（要約）7 部（うち、MHUAT へ 1 部、CUN へ 1 部）

　　英文（本文）7 部（うち、MHUAT へ 1 部、CUN へ 1 部）

　　仏文（要約）33 部（うち、モーリタニア側関係機関へ 28 部）

　　仏文（本文）（うち、モーリタニア側関係機関へ 28 部）

　　CD1 部（うち、モーリタニア側関係機関へ 1 部（英文、仏文））

コンサルタントは各報告書（インセプションレポートを除く）の巻頭には、10 ページ程度に取り纏めた要約を含める。各報告書の策定にあたり、事前に JICA に対して報告書の構成について了承を得る。また、ドラフト・ファイナルレポートにおいては、本文及び要約編とのすみ分け、付録構成についても JICA に事前に了承を得ること。

（2）技術報告書

DU 主導の下、承認プロセスを経るための法定図書案を SDAU 案及び PLU 案それぞれに対してコンサルタントは作成支援し、JICA に提出する。

内 容：承認プロセスを経るための法定図書の構成に即した SDAU 案及び PLU 案

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：仏文：5 部（うちモーリタニア側関係機関へ 3 部）（簡易印刷）及び電子データ 5 部（うちモーリタニア側関係機関へ 3 部）

(3) 広報用資料

最終セミナーで活用した広報用資料（A4 4～8枚程度）を JICA に提出する。広報用資料の作成にあたっては、その内容について事前に JICA の了承を得ること。なお、先方政府分の広報用資料は、最終セミナーにおいてモーリタニア側へ配布することを想定する。

記載事項（例）：

- ① 対象範囲
- ② 対象地域概況（面積、人口、産業、社会状況等の基本情報）
- ③ プロジェクト成果・結果（ヌアクショット市の SDAU 案及び PLU 案を図または写真と共に）
- ④ 結論・提言

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：英文 20 部及び電子データ

仏文 300 部（うち、先方政府へ 280 部）及び電子データ 27 部（うちモーリタニア側関係機関へ 25 部）

(4) デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、地形、自然環境等）、②現地の生活状況、インフラ整備状況及びボトルネックの現状等、③プロジェクト中の活動状況等を収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表（Word 形式）」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定する。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1 枚（デジタル画像記録表、デジタル画像 60～80 枚程度／Jpeg 形式）

(5) 社会調査に係る各種データ

内 容：整理された社会調査結果と社会調査の方法の説明資料（調査方法、エリア、アンケート内容等を図、表を用いて）

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：電子データ

(6) 関連データ

内 容：ファイナルレポート作成に用いたデータ（図、グラフ、GIS データ等）

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：電子データ

(7) その他の報告書類

① 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 2 部（簡易製本）、及び電子データ

② 議事録

記載事項：JCC や TWG 及び JICA、モーリタニア側関係機関、他ドナー、地域住民との各種打合せ、協議等での出席者、主要発言内容等。

提出時期：打合せ、協議等が開催されてから 1 週間以内を目途

部 数：電子データ

③ 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、能力開発の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

ア) 最終報告書の概要

イ) 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

ウ) 活動内容（能力開発）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した能力開発の活動について記述

エ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（能力開発の工夫、調査体制等）

オ) 今後の SDAU、PLU、PAD 実施見通し（資金調達の見込み等）及び更新に向けた提案

カ) SDAU 案及び PLU 案の具体化に向けての提案

キ) その他調査活動実績

添付資料

(a) 業務フローチャート

(b) 業務人月表

(c) 研修員受入れ実績

(d) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）

(e) 合同調整委員会議事録等

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：和文 2 部（簡易製本）及び電子データ

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2016年11月下旬より業務を開始し、2017年5月中旬を目途にプログレスレポート、2017年10月中旬を目途にインテリムレポート、2018年1月中旬をめどにドラフト・ファイナルレポート、2018年3月下旬を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 60.00M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括/都市計画／持続可能性分析（2号）
- ② 土地利用計画（3号）
- ③ 組織強化/人材育成（3号）
- ④ 交通計画/交通調査
- ⑤ 公共施設計画
- ⑥ 都市排水
- ⑦ 地理情報システム（GIS）
- ⑧ 社会経済フレームワーク/経済開発
- ⑨ 社会調査
- ⑩ 自然環境分析・開発
- ⑪ 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

主に以下の点がR/Dにて合意された。詳細はR/Dを参照のこと。

- ・オフィススペース
- ・能力開発のためのC/P職員の配置（DU、OSPUN）
- ・GISデータ等の先方機関が所持している情報等（OSPUN）

4. 参考資料

(1) 配布資料

- ・詳細計画策定調査報告書
- ・詳細計画策定調査報告書収集資料
- ・モーリタニア・イスラム共和国「ヌアクショット都市圏開発セクター情報収集・確認調査」報告書

(2) 公開資料

以下の資料については、記載のURLより閲覧可能。

- ・モーリタニア・イスラム共和国「ヌアクショット都市圏開発セクター情報収集・

確認調査」報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024554.html>)

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

- ・社会調査（家庭訪問調査及びインタビュー調査）
- ・交通調査
- ・環境社会配慮に係る各種調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在モーリタニア日本大使館、JICA セネガル事務所などにおいて情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とする。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

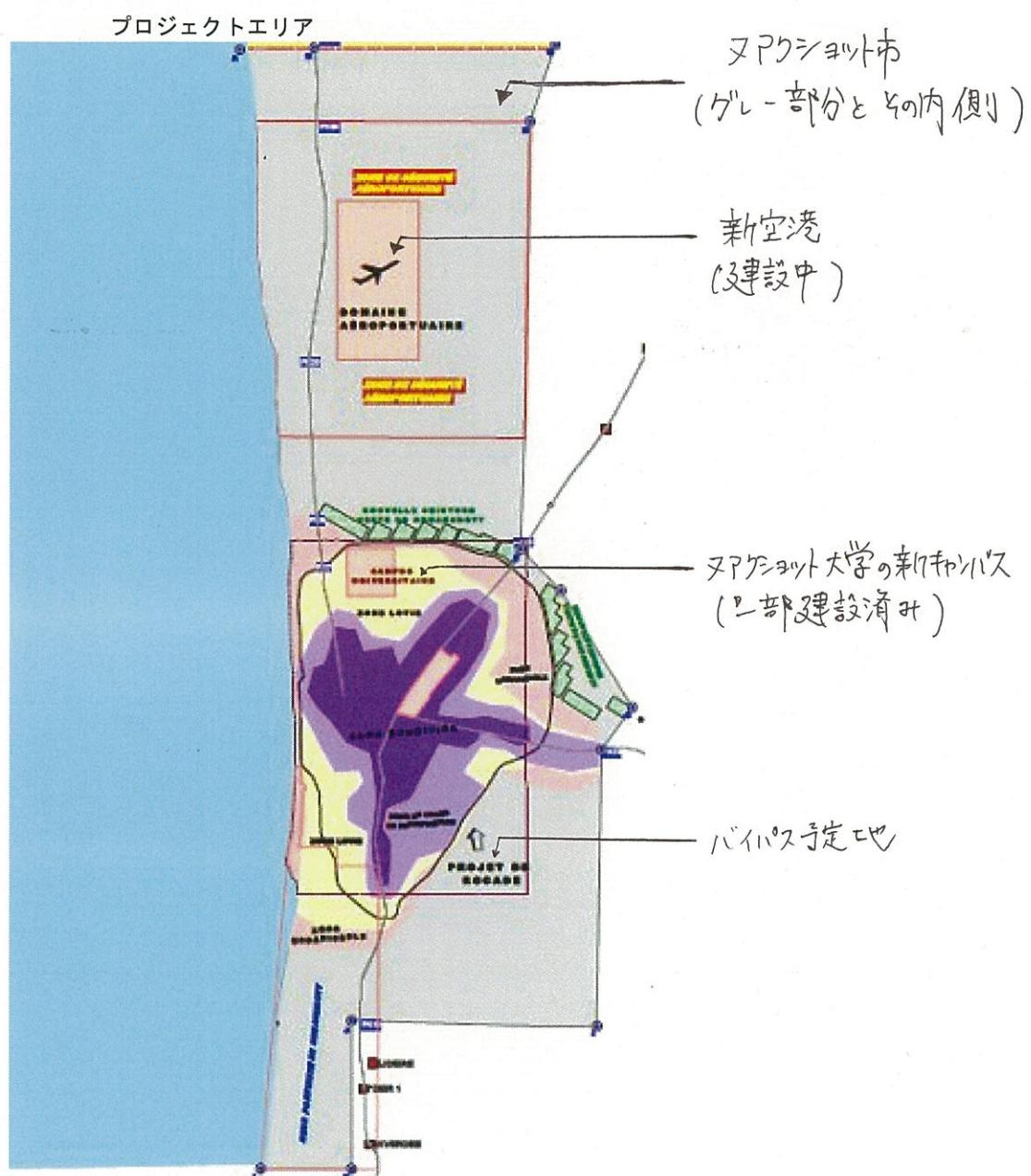
添付資料

別紙1：プロジェクトエリア

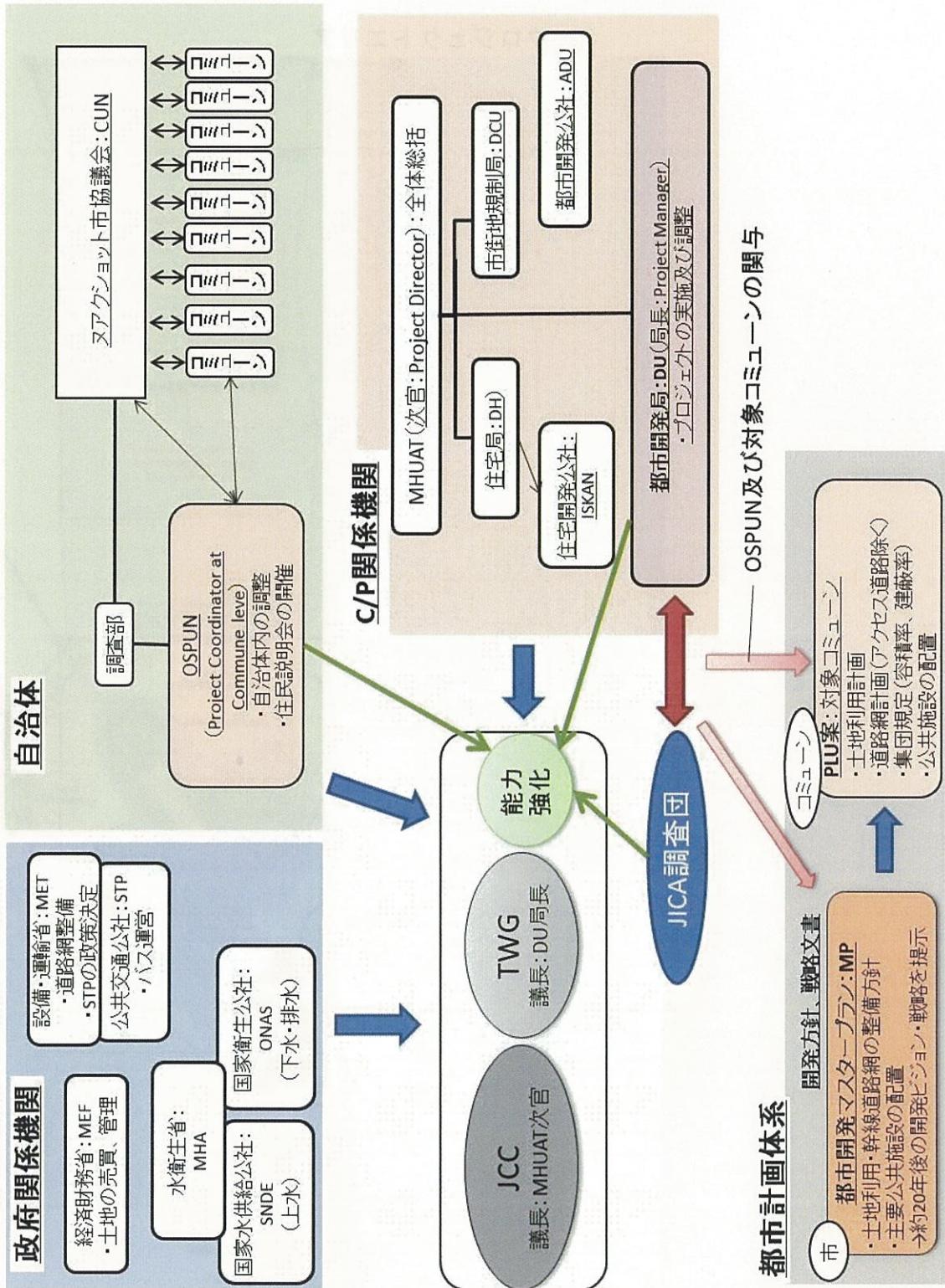
別紙2：本プロジェクトでの関係機関の関係図

別紙3：主要関係機関一覧

別紙1



本プロジェクトでの関係機関の関係図



主要関係機関一覧

関係機関		略語	組織名(仏語)
中央省 庁	住宅・都市・国土開発省	MHUAT	Ministère de l'Habitat, de l'Urbanisme et de l'Aménagement du Territoire
	MHUAT 内 の局	都市開発局	DU Direction de l'Urbanisme
		住宅局	DH la Direction de l'Habitat
		市街地規制局	DCU la Direction du Contrôle Urbain
		地図・地理情報局	DCIG Direction de la Cartographie et de l'Information Géographique
	MHUAT 傘下機関	都市開発公社	ADU Agence de Développement Urbain
		住宅開発公社	ISKAN Société Nationale d'Aménagement de Terrains, de Développement de l'Habitat et de Promotion et de Gestion Immobilières
	経済財務省	MEF	Ministère de l'Economie et des Finances
	設備・運輸省	MET	Ministère d'Equipement et des Transports
	環境持続開発省	MEDD	Ministère l'Environnement et du Développement Durable
	内務省	MIDEC	Ministère de l'Intérieur et de la Décentralisation
	水衛生省	MHA	Ministere de L'Hydraulique et de L'Assnissgment
自治体	MHA 傘下機関	国家衛生公社	ONAS Office National de l'Assainissement
		国家水供給公社	SNDE Société Nationale D'Eau
	国家統計局	ONS	Offie National de la Statistique
他ドナ —	ヌアクショット市協議会	CUN	Communauté Urbaine de Nouakchott
	市都市遺産管理機構(CUN 内 の組織)	OSPUN	L'observatoire des Services et patrimoines urbain de la CUN
	コムーヌ		Commune
—	ドイツ国際協力公社	GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit
	フランス開発庁	AFD	Agence Française de Developpement